

環境保全協定 意見まとめ【**修正版**】

※ 本資料は、第3回環境保全協定検討委員会及び組合へ直接寄せられた意見（令和3年11月末現在）を集約したものである。また、表現の都合上、編集を加えた部分がある。

※ 組合へ直接寄せられた意見には、地元自治会での説明会（10月・11月開催）、電話及びメールでの表明を含む。

※ 本修正版は令和3年12月4日開催の第4回環境保全協定検討委員会で指摘を受けた部分を修正したものである。なお、網掛け表示は修正部分を示している。

原文（第3回委員会）	意見反映案	意見等	回答等
<p>浅川清流環境組合（以下「甲」という。）と、新石自治会、新井自治会、落川上自治会、百草園団地自治会及び百草園自治会（以下「乙」という。）は、甲が日野市石田一丁目210番地の2に設置した可燃ごみ処理施設（以下「施設」という。）の環境対策について、甲が定めた公害防止基準及び施設の運営委託受託者である浅川環境テクノロジー株式会社（以下「SPC」という。）が定めた環境保全基準を踏まえ、施設の稼働による公害を防止し、周辺住民の健康と生活環境の保全を図ることを本旨として、次のとおり協定を締結する。</p>	<p>浅川清流環境組合（以下「甲」という。）と、新石自治会、新井自治会、落川上自治会、百草園団地自治会及び百草園自治会（以下「乙」という。）は、甲が日野市石田一丁目210番地の2に設置した可燃ごみ処理施設（以下「施設」という。）の環境対策について、甲が定めた公害防止基準及び施設の運営委託受託者である浅川環境テクノロジー株式会社（以下「SPC」という。）が定めた環境保全基準を踏まえ、施設の稼働による公害を防止し、周辺住民の健康と生活環境の保全を図ることを本旨として、次のとおり協定を締結する。</p>	<p>【地元自治会での説明会】</p> <p>(1) 「施設の運営受託者である浅川環境テクノロジー株式会社が定めた。」という部分を削除して組合が責任主体であることを明確にすべき。</p> <p>(2) 環境保全協定書の前文を読むと、自治会と施設の運営受託者である浅川環境テクノロジー株式会社が結ぶことと書いてあるが、組合と結ぶものではないか。</p>	<p>(1) 本協定は、当組合の責任の下、当組合と地元自治会の間で結ぶものです。環境保全基準はSPCが定めたものであり、正確を期すためにこのような表現としています</p> <p>(2) 組合が定めた公害防止基準及び施設の<b>運営受託者である</b>SPCが定めた環境保全基準を踏まえ、環境保全協定は自治会と組合が結ぶものとなっています。</p>
<p>(処理対象ごみ)</p> <p>第1条 甲は、施設の稼働に関し、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 焼却の対象とするごみは、日野市、国分寺市及び小金井市で発生する可燃性の一般廃棄物(粗大ごみ、破碎残渣及び災害廃棄物を含む。）、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の広域支援要請により持ち込まれるごみとする。</p> <p>(2) 処理対象ごみは、分別された可燃ごみとし、焼却不適ごみ及び有害なごみは受け入れない。</p> <p>(3) 甲は、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の広域支援要請により、ごみを受け入れるときは、乙と事前の協議を行うものとする。ただし、緊急性を伴い、事前の協議が難しい場合は、受け入れの前に乙に対して通知を行う。なお、相互支援及び広域支援要請により、ごみの受け入れをした場合は、いずれの場合もその結果について報告を行う。</p>	<p>(処理対象ごみ)</p> <p>第1条 甲は、施設の稼働に関し、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 焼却の対象とするごみ <u>(以下「<b>処理対象ごみ</b>」という。)</u> は、日野市、国分寺市及び小金井市で発生する可燃性の一般廃棄物(粗大ごみ、破碎残渣及び災害廃棄物を含む。）、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の広域支援要請により持ち込まれるごみとする。</p> <p>(2) 処理対象ごみは、分別された可燃ごみとし、焼却不適ごみ及び有害なごみは受け入れない。</p> <p>(3) 甲は、「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の広域支援要請により、ごみを受け入れるときは、乙と事前の協議を行うものとする。ただし、緊急性を伴い、事前の協議が難しい場合は、受け入れの前に乙に対して通知を行う。なお、相互支援及び広域支援要請により、ごみの受け入れをした場合は、いずれの場合もその結果について報告を行う。</p>	<p>【検討委員会】</p> <p>(1) 「いずれ」の場合とは、事前協議の有無にかかわらずという意味か。</p> <p>(2) 受け入れ前の通知とは具体的にどのようなものか。</p> <p>(3) 鳥インフルエンザ発生の場合、事前の支援協定があって受けざるを得ないものなのか。受け入れの判断は組合か3市か。また、実際に運ばれた場合の処理はどうなるのか。ごみピットに入れるのか。</p>	<p>(1) 「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の広域支援要請によるものを指しています。いずれの場合も、事前通知と結果報告をします。</p> <p>(2) 文書で各自治会長に通知をします。緊急に会を開いての説明が原則ですが、できない場合は文書を各自治会長へ届けます。</p> <p>(3) <b>家畜伝染病予防法（第21条 死体の焼却等の義務）、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（2. 死体の処理）の規定により、原則として、発生農場で防疫措置が完了した後、72時間以内に焼却をするため、施設の受け入れが可能な状態であれば拒否はできません。日野市内の養鶏場で発生したら真っ先に浅川清流環境組合に搬入されます。当組合が運</b></p>

		<p>(4) いわゆる相互支援やその他の広域支援のごみの詳細はわからないが、受け入れ拒否はできないということか。</p> <p>【地元自治会での説明会】</p> <p>(5) 第3項にある緊急性のあるごみとはなにか。</p>	<p>転停止中の場合は、近隣の焼却施設に行きますし、その逆のパターンもあります。振り分けの決定は東京都が行うこととなりますが、受け入れの判断は組合が行います。焼却処理の作業手順は、東京都の職員がごみ投入ホッパに直接、少しずつ入れ、ごみピットには入れません。</p> <p>(4) ごみの種類や運転状況によります。例えば、多摩地域ごみ処理広域支援体制の場合は、焼却施設が故障して燃やせなくなった場合や建て替えの場合などが想定され、事前の調整があります。受け入れの余裕がない場合は受入れをしません。他府県の災害ごみも同様の考え方になります。一方、鳥インフルエンザやコロナごみは原則、拒否はできません。施設がメンテナンス中で焼却ができない場合以外は原則、受け入れることとなります。</p> <p>(5) 現状、鳥インフルごみ、コロナごみや人道的支援のごみを想定しています。受入れ前のお知らせが基本であると考えておりますが、万一、連絡がつかない場合を想定したものです。</p>
<p>(環境対策)</p> <p>第2条 甲は、施設の稼働にあたり、公害防止基準値を次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 排ガスは、表1に定める排ガスの排出基準値とする。</p> <p>(2) 排水は、表2に定める下水排除基準値とする。</p> <p>(3) 騒音は、表3に定める騒音基準値とする。</p> <p>(4) 振動は、表4に定める振動基準値とする。</p> <p>(5) 悪臭は、表5に定める悪臭基準値とする。</p> <p>2 排ガスを特別の配慮対象とし、SPCに運転管理上の自主基準値を設けさせ、公害防止基準値を確実に遵守するとともに、運転管理の徹底を図る。</p> <p>3 自主基準値は次の各号によるものとし、表6に定める要監視基準値及び運転基準値とする。</p>	<p>(環境対策)</p> <p>第2条 甲は、施設の稼働にあたり、公害防止基準値を次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 排ガスは、表1に定める排ガスの排出基準値とする。</p> <p>(2) 排水は、表2に定める下水排除基準値とする。</p> <p>(3) 騒音は、表3に定める騒音基準値とする。</p> <p>(4) 振動は、表4に定める振動基準値とする。</p> <p>(5) 悪臭は、表5に定める悪臭基準値とする。</p> <p>2 排ガスを特別の配慮対象とし、SPCに運転管理上の自主基準値を設けさせ、公害防止基準値を確実に遵守するとともに、運転管理の徹底を図る。</p> <p>3 自主基準値は次の各号によるものとし、表6に定める要監視基準値及び運転基準値とする。</p>	<p>【地元自治会での説明会】</p> <p>(1) 基準を24時間継続して超過したら止めるというのでは遅いので、基準を超過したら即止めるべき。</p>	<p>(1) これ以上になると人体に影響する可能性が出てくる数値として<b>環境基本法で定める環境基準</b>（環境省ホームページ：<a href="https://www.env.go.jp/ki jun/">https://www.env.go.jp/ki jun/</a>）や<b>公害防止情報表示盤</b>（浅川環境テクノロジー株式会社ホームページ：<a href="https://asakawa.ekankyo21.com/monitoring/">https://asakawa.ekankyo21.com/monitoring/</a>）に記載しているような法の基準があります。（※1参照）<b>法で定める測定にはより正確性が求められ、指定されている測定方法は一定の時間がかかります。また、停止の</b></p>

<p>(1) 排ガスが公害防止基準値を超過しないための上限警報設定値として要監視基準値を設定する。</p> <p>(2) 要監視基準値を安定的に守るための数値として運転基準値を設定する。</p> <p>4 公害防止基準値を超過した際の当該焼却炉の運転停止及びその後の運転再開は、運転停止・再開方針（令和元年5月制定）によるものとする。</p> <p>5 S P Cが作業の安全のために運転停止を必要と判断する点検・修理等で軽微なもの及びごみ処理量の調整による運転停止をした際は、必要な作業が完了後、運転再開をする。</p> <p>6 甲は、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関する基準を別途定め公表をする。</p>	<p>(1) 排ガスが公害防止基準値を超過しないための上限警報設定値として要監視基準値を設定する。</p> <p>(2) 要監視基準値を安定的に守るための数値として運転基準値を設定する。</p> <p>4 公害防止基準値を超過した際の当該焼却炉の運転停止及びその後の運転再開は、運転停止・再開方針（令和元年5月制定）によるものとする。</p> <p>5 S P Cが作業の安全のために運転停止を必要と判断する点検・修理等で軽微なもの及びごみ処理量の調整による運転停止をした際は、必要な作業が完了後、運転再開をする。</p> <p>6 甲は、公害防止基準値の超過及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関する基準を別途定め公表をする。</p>	<p>(2) 自動測定していると聞いているが、自動的に止まるテストはしたのか。</p> <p>(3) 基準を超えた場合の対応はどうなっているのか。環境保全協定書にその記載がない。</p>	<p>判断はある程度の期間を要します。これに対し、当組合ではそれらの基準よりもはるかに厳しい数字を自主基準として設定して、時間も24時間としています。</p> <p>(2) 地震想定 of 緊急停止テストなどをおこなっています。また、重大故障に連動した停止のテストをしています。排ガスの基準超過は、人の判断が必要なので自動停止ではなく、手動停止をおこないます。</p> <p>(3) 排ガスの公害防止基準値を24時間連続で超えた場合は焼却炉を停止します。公害防止基準値を超えた場合に停止すると記載しており、詳細は運転停止・再開方針に規定しています。</p>
<p>(環境の監視)</p> <p>第3条 甲は、S P Cに施設稼働時の運転管理状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を環境保全計画として定めさせ、監視体制の徹底を図る。</p> <p>2 甲は、焼却処理に適さない可燃ごみが施設に搬入されていないか確認するため、抜き打ちによる搬入ごみの内容物検査を月4回以上実施する。</p> <p>3 乙が、施設及び施設敷地内への立ち入りを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。</p> <p>4 施設の稼働における事象で、学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について検討することを目的として、甲に専門の委員会を設置する。</p>	<p>(環境の監視)</p> <p>第3条 甲は、S P Cに施設稼働時の運転管理状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を環境保全計画として定めさせ、監視体制の徹底を図る。</p> <p>2 甲は、焼却処理に適さない可燃ごみが施設に搬入されていないか確認するため、抜き打ちによる搬入ごみの内容物検査を月4回以上実施する。</p> <p>3 乙が、施設及び施設敷地内への立ち入りを求めたときは、業務に支障のない限りこれに応ずるものとする。</p> <p>4 施設の稼働における事象で、学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について検討することを目的として、甲に専門の委員会を設置する。</p>		
<p>(情報の発信)</p> <p>第4条 甲は、施設の維持管理に関する情報等をクリーンセンター連絡協議会等で乙に報告をする。</p> <p>2 甲は、施設の維持管理に関する情報等を甲またはS P Cのホームページで公表をする。</p> <p>3 施設の運転時における排ガスの数値は、施設の屋内及び屋外（新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センター近傍）の表示設備へ表示するとともにS P Cのホームページで公表をする。</p> <p>4 乙は、必要に応じ、専門的知見を有するものがクリーンセンター連絡協議会にオブザーバーとして参加することを甲に要請することができる。</p>	<p>(情報の発信)</p> <p>第4条 甲は、施設の維持管理に関する情報等を<b>乙で構成する</b>クリーンセンター連絡協議会等で乙に報告をする。</p> <p>2 甲は、施設の維持管理に関する情報等を甲またはS P Cのホームページで公表する。</p> <p>3 施設の運転時における排ガスの数値は、施設の屋内及び屋外（新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センター近傍）の表示設備へ表示するとともにS P Cのホームページで公表をする。</p> <p>4 乙は、必要に応じ、専門的知見を有するものがクリーンセンター連絡協議会にオブザーバーとして参加することを甲に要請することができる。</p>	<p>【地元自治会での説明会】</p> <p>(1) 公害防止情報表示盤について、3市庁舎に設置すべき。啓発というわけではない。</p> <p>(2) 公害防止情報表示盤を3市の市役所に設置すべき。</p> <p>(3) 公害防止表示盤は近隣の3カ所にしかない。全家庭に必要では。</p>	<p>(1)、(2) 検討段階において、施設のほかに近隣公園に設置をとの地元要望があったため設置しているものです。ご意見として承ります。</p> <p>(3) 検討段階において、施設のほかに近隣公園に設置をとの地元要望があったため設置しているものです。全家庭に必要なかどうか踏まえ、ご意</p>

<p>る。</p>	<p>る。</p>	<p>(4) 公害防止情報表示盤で表示している化学物質の種類はなにか。</p>	<p>見として承ります。なお、ホームページで確認できますので、スマートフォンでもご覧になれます。また、いずれも1時間ごとの更新となります。</p> <p>(4) 排ガスのうち、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫酸酸化物、ダイオキシン類、水銀を表示しています。</p>
<p>(車両対策)</p> <p>第5条 甲は、施設に搬出入するごみ収集車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう構成市に要望する。</p> <p>(1) ごみ収集車両の走行に関するルールの確認等、定期的に講習会を実施し、交通安全を確保する。</p> <p>(2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。</p> <p>(3) ごみ運搬車両は、通行証を見やすい位置に明示する。</p> <p>(4) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るよう努める。</p> <p>2 ごみ収集車両の走行経路は、国道20号線から北川原公園等を経由して日野市道C2号線を走行する経路を原則とする。</p> <p>3 甲への通勤車両、連絡車両、維持管理車両及び緊急車両の走行経路は北川原公園等を経由しない走行経路を原則とする。</p> <p>4 ごみ収集車両等の走行経路が前2項によることができない場合、乙と協議の上、あらかじめ走行経路を定めることができる。</p>	<p>(車両対策)</p> <p>第5条 甲は、施設に出入するごみ運搬車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう甲の構成市に要望する。</p> <p>(1) ごみ運搬車両の走行に関するルールの確認等、定期的に講習会を実施し、交通安全を確保する。</p> <p>(2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。</p> <p>(3) ごみ運搬車両は、通行証を見やすい位置に明示する。</p> <p>(4) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るよう努める。</p> <p>2 ごみ運搬車両の走行経路は、国道20号線から北川原公園等を経由して日野市道C2号線を走行する経路を原則とする。</p> <p>3 甲への通勤車両、連絡車両、維持管理車両及び緊急車両の走行経路は北川原公園等を経由しない走行経路を原則とする。</p> <p>4 ごみ運搬車両等の走行経路が前2項によることができない場合、乙と協議の上、あらかじめ走行経路を定めることができる。</p>	<p>【地元自治会での説明会】</p> <p>(1) 車両の走行ルートについては削除すべき。</p> <p>(2) 第3項と第4項は分ける必要がないのではないかと。</p> <p>(3) 走行ルートについて、全面削除すべき。</p> <p>(4) 自治会として、利があるものだと思うので記載しておくべき。</p> <p>(5) 北川原公園等の経路は係争中であり削除すべき。</p> <p>(6) 北川原公園等の経路を通るのは違法であり削除すべき。</p> <p>(7) 裁判の結果、北川原公園等の通行ができなくなった場合は協定の中身は変更してもらえるのか。</p>	<p>(1) 地元要望を受けて日野市が整備を行い、現在のルートになったものと認識しています。現時点で表記を削除する考えはありません。</p> <p>(2) 第4項はごみ運搬車両等、第3項はそれ以外の車両に対する規定になるので別記しています。</p> <p>(3)、(4) 地元自治会との協議の結果、この走行ルートが整備されたものと考えています。ご意見として承ります。</p> <p>(5)、(6) 現時点で表記を削除する考えはありません。裁判の関連については日野市に伝えます。</p> <p>(7) 現在行われている裁判は住民訴訟で通行の可否についての裁判ではありません。現時点で通行できなくなることは想定していませんが、万一通行ができなくなる場合は協定内容の変更を協議していくことになると考えています。</p>
<p>(周辺環境対策)</p> <p>第6条 甲は、周辺環境を清潔に維持するため、施設から国道20号線間の道路等の定期清掃を年2回以上行う。</p> <p>2 甲は、施設敷地内及び周辺の搬出入路の清掃を行う。また、消毒等は、必要に応じて措置する。</p>	<p>(周辺環境対策)</p> <p>第6条 甲は、周辺環境を清潔に維持するため、施設から国道20号線間の道路等の定期清掃を年2回以上行う。</p> <p>2 甲は、施設敷地内及び周辺の搬出入路の清掃を行う。また、消毒等は、必要に応じて措置する。</p>		
<p>(苦情処理)</p> <p>第7条 甲は、施設の稼働に関し、周辺住民が被害を受け、当該住民または乙から苦情の申し出や要望があった場合は、補償等を含め、誠意をもって解決に当たるものとする。なお、補償の内容等については、甲乙</p>	<p>(苦情処理)</p> <p>第7条 甲は、施設の稼働に関し、周辺住民が被害を受け、当該住民または乙から苦情の申し出や要望があった場合は、補償等を含め、誠意をもって解決に当たるものとする。なお、補償の内容等については、協議</p>	<p>【地元自治会での説明会】</p> <p>(1) 甲乙協議の上となっていて、当事者が自治会加入未加入に関係なく乙である自治会が補償協議も負うこと</p>	<p>(1)、(2) 基本的に責任は組合にあります。意見や苦情等は自治会に入っても受けません。自治会として訴え</p>

<p>協議のうえ決定するものとする。</p> <p>2 甲は、前項の対応手順（フォーマット）等について、別途定める。</p> <p>3 甲は、前項の規定により対応した内容をホームページ等に公表する。</p> <p>4 甲は、第2項の規定により対応した内容を乙に報告をするものとする。</p>	<p>のうえ決定するものとする。</p> <p>2 甲は、前項の対応手順（フォーマット）等について、別途定める。</p> <p>3 甲は、前項の規定により対応した内容をホームページ等に公表する。</p> <p>4 甲は、第2項の規定により対応した内容を乙に報告をするものとする。</p>	<p>になり困難。個人ベースで解決すべき。</p> <p>(2) 個人から訴えがあった場合も自治会が対応するのか。</p> <p>(3) 自治会員以外であっても施設の影響を受けるので、施設稼働に起因する影響があれば協定に準じた対応をするとふじみ衛生組合のように明記すべき。</p>	<p>があれば自治会と、個人で訴えがあれば個人と、それぞれ対応をします。</p> <p>(3) ふじみ衛生組合とは表現が異なるかもしれませんが、自治会員でなくても組合で対応してまいります。</p>
<p>(環境保全協定の期限)</p> <p>第8条 この協定は、甲乙異議のない場合は、甲の施設廃止時点まで継続するものとする。</p>	<p>(環境保全協定の期限)</p> <p>第8条 この協定は、甲乙異議のない場合は、甲の施設廃止時点まで継続するものとする。</p>	<p>【地元自治会での説明会】</p> <p>(1) 甲乙異議がない場合は、とあるが、甲である組合が異議を唱えることはあるのか。</p>	<p>(1) そのような想定はありません。</p>
<p>(協議)</p> <p>第9条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により変更すべき事項が生じたとき、または本協定に定めのない事項及び改訂の必要が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。</p>	<p>(協議)</p> <p>第9条 本協定の解釈に疑義が生じたとき、法令等により変更すべき事項が生じたとき、または本協定に定めのない事項及び改訂の必要が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。</p>		
<p>附 則</p> <p>この協定は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この協定は、令和 年 月 日から施行する。</p>		

※1 公害防止情報表示盤に表示している排ガスの排出基準値

項目	ばいじん	硫黄酸化物	窒素酸化物	塩化水素	水銀	ダイオキシン類
単位	g/m <sup>3</sup> N	ppm	ppm	ppm	μg/m <sup>3</sup>	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
法規制値	0.040	約 2,700	250	430	50	0.1
基準値	0.005	10	20	10	50	0.01

公表基準 意見まとめ

原文	意見反映案	検討委員会・説明会等 意見	回答等
<p>本基準は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設（以下「組合」という。）において、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関する基準を明確にするために定めるものである。</p>	<p>本基準は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設（以下「施設」という。）において、公害防止基準値の超過及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関する基準を明確にするために定めるものである。</p>		
<p>1. 公表の対象</p> <p>本基準で定める公表対象の情報は、可燃ごみ処理施設の運転に関する情報のうち、公害防止基準値の超過に起因するもの及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関するものとする。</p>	<p>1. 公表の対象</p> <p>本基準で定める公表対象の情報は、施設の運転に関する情報のうち、公害防止基準値の超過及び重大な故障や事故などの非常事態が発生した際の公表に関するものとする。</p>		
<p>2. 公表の基準</p> <p>以下に掲げる非常事態が発生した場合、公表をする。</p> <p>(1) ボイラ閉塞及び破孔などによりボイラ液面が異常値に達した場合</p> <p>(2) 計装空気圧力に異常がみられ自動制御が機能しないおそれのある場合</p> <p>(3) ろ過式集じん器で計測される排ガス温度に異常がみられる場合</p> <p>(4) 誘引通風機が停止し、ごみの焼却が出来ない場合</p> <p>(5) ①電力会社等から買う電気、②焼却熱により自家発電した電気、③非常用発電機により自家発電した電気のいずれの供給もできなくなった場合</p> <p>(6) 組合に設置されている感知器で震度6弱相当の地震を検知した場合</p> <p>(7) 深さ3m以上の浸水が見込まれる場合</p> <p>(8) 排ガスの1時間平均値が24時間連続で公害防止基準値を超過した場合</p> <p>(9) 法定の定期測定において、基準値を超過した場合</p>	<p>2. 公表の基準</p> <p>以下に掲げる非常事態が発生した場合、公表をする。</p> <p>(1) ボイラ閉塞及び破孔などによりボイラ液面が異常値に達した場合</p> <p>(2) 計装空気圧力に異常がみられ自動制御が機能しないおそれのある場合</p> <p>(3) ろ過式集じん器で計測される排ガス温度に異常がみられる場合</p> <p>(4) 誘引通風機が停止し、ごみの焼却が出来ない場合</p> <p>(5) ①電力会社等から買う電気、②焼却熱により自家発電した電気、③非常用発電機により自家発電した電気のいずれの供給もできなくなった場合</p> <p>(6) 施設に設置されている感知器で震度6弱相当の地震を検知した場合</p> <p>(7) 深さ3m以上の浸水が見込まれる場合</p> <p>(8) 排ガスの1時間平均値が24時間連続で公害防止基準値を超過した場合</p> <p>(9) 法定の定期測定において、基準値を超過した場合</p>	<p>【地元自治会での説明会】</p> <p>(1) (11)のその他管理者が認めたものとはどのようなのか。明許列記すべきでは。</p> <p>(2) (1)から(10)までが現状の想定としてあって、それら以外の想定外のことなどがあったときに公表することができる根拠として記載されているのではないか。</p> <p>(3) 公表基準に書かれているろ過式集じん器で計測される排ガス温度に異常がみられる場合の温度とは何度か。またその理由は。</p>	<p>(1) 現状、想定しているのは水銀の基準超過のときです。</p> <p>(2) お見込みのとおりです。</p> <p>(3) 200℃以上です。主な理由は、ろ過式集じん器のフィルターである「ろ布」の焼損防止のためです。</p>

<p>(10) 上記の(1)から(9)による緊急停止後、運転を再開する場合</p> <p>(11) その他、管理者が必要と認めた場合</p>	<p>(10) 上記の(1)から(9)による緊急停止後、運転を再開する場合</p> <p>(11) その他、管理者が必要と認めた場合</p>		
<p>3. 公表内容</p> <p>公表するものにあつては、以下の内容とする。</p> <p>(1) 概要（日時、状況、経過等）</p> <p>(2) 原因の考察と改善策</p> <p>(3) その他、必要と思われる事項</p>	<p>3. 公表内容</p> <p>公表するものにあつては、以下の内容とする。</p> <p>(1) 概要（日時、状況、経過等）</p> <p>(2) 原因の考察と改善策</p> <p>(3) その他、必要と思われる事項</p>		
<p>4. 公表の方法</p> <p>公表するものにあつては、原則、以下の方法によるものとする。</p> <p>(1) クリーンセンター連絡協議会への通知</p> <p>(2) 地元自治会への通知</p> <p>(3) 組合ホームページへの掲載</p> <p>(4) 組合ニュース等への掲載</p>	<p>4. 公表の方法</p> <p>公表するものにあつては、原則、以下の方法によるものとする。</p> <p>(1) クリーンセンター連絡協議会への通知</p> <p>(2) 地元自治会への通知</p> <p>(3) 組合ホームページへの掲載</p> <p>(4) 組合ニュース等への掲載</p>		
<p>5. 公表の時期</p> <p>公表するものにあつては、事由の発生後できるだけ速やかに公表するものとする。</p>	<p>5. 公表の時期</p> <p>公表するものにあつては、事由の発生後できるだけ速やかに公表するものとする。</p>		
<p>6. 公表に当たっての留意事項</p> <p>公表を行う場合は、関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合など、公表することが適当でないと思われる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。</p>	<p>6. 公表にあつての留意事項</p> <p><b>組合は、情報の公表にあたり、浅川清流環境組合情報公開条例及び浅川清流環境組合個人情報保護条例の趣旨にのっとり、適切な措置を講じるものとする。</b></p>	<p>【地元自治会での説明会】</p> <p>(1) この表記は公表すべきことが公表されないことにつながるのではないか。</p> <p>(2) この記載は、公表しないことと読み取れるがどうか。</p>	<p>(1)、(2) 表現上の問題であるかと思うため、よりわかりやすくなるよう修正します。情報は公表することが原則となります。ここでは、個人情報の取り扱いに十分注意をしながら、公表していくことを表現した部分です。特に情報公開条例第7条及び第8条に配慮が必要と考え、このような表現としました。</p>
<p>7. その他</p> <p>この基準に定めのない事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>7. その他</p> <p>この基準に定めのない事項は、管理者が別に定める。</p>		

苦情・要望等対応手順（案） 意見まとめ

原文	意見反映案	検討委員会・説明会等 意見	回答等
<p>1 目的</p> <p>本手順は、浅川清流環境組合（以下「組合」という。）に寄せられる施設稼動に関する苦情・要望等について、迅速かつ適正に処理するため、その処理手続きを明確にすることを目的とする。</p> <p>このため、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設環境保全協定（令和 年 月 日締結、以下「環境保全協定」という。）第7条（苦情処理）に規定する苦情・要望等についても、その確認及び原因究明等の対応手順も本手順で定める。</p>	<p>1 目的</p> <p>本手順は、浅川清流環境組合（以下「組合」という。）に寄せられる施設稼動に関する苦情・要望等について、迅速かつ適正に処理するため、その処理手続きを明確にすることを目的とする。</p> <p>このため、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設環境保全協定第7条（苦情処理）に規定する苦情・要望等についても、その確認及び原因究明等の対応手順を本手順で定める。</p>		
<p>2 対象</p> <p>可燃ごみ処理施設の設置及び稼動に起因する苦情・要望等とし、文書や電子メール、ファクシミリのほか、電話や口頭などで寄せられたものも対象とする。</p>	<p>2 対象</p> <p>可燃ごみ処理施設の設置及び稼動に起因する苦情・要望等とし、<b>苦情・要望等受付票等</b>の文書や電子メール、ファクシミリのほか、電話や口頭などで寄せられたものも対象とする。</p>		
<p>3 苦情・要望等の対応手順</p> <p>(1) 苦情・要望等受付窓口 事業課</p> <p>(2) 苦情・要望等の対応手順</p> <p>ア 苦情・要望等が組合に寄せられた場合は、別紙により受け付ける。</p> <p>イ 組合は、苦情・要望等を検討し回答を行う。</p> <p>ウ 組合は、可燃ごみ処理施設の稼働における事象で学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について、浅川清流環境組合専門委員会（令和 年 月 日付け浅川清流環境組合専門委員会設置要綱、以下「専門委員会」という。）を開催して検討する。</p> <p>エ 専門委員会は、検討した内容を組合に提言する。</p> <p>オ 正副管理者は、専門委員会からの提言を受けた場合は、組合の事後の方針に反映をする。</p> <p>カ 組合は、クリーンセンター連絡協議会に専門委員会で検討した内容を報告する。また、</p>	<p>3 苦情・要望等の対応手順</p> <p>(1) 苦情・要望等受付窓口 事業課</p> <p>(2) 苦情・要望等の対応手順</p> <p>ア 苦情・要望等が組合に寄せられた場合は、<b>苦情・要望等受付票</b>により受け付ける。</p> <p>イ 組合は、<b>寄せられた</b>苦情・要望等を検討し回答を行う。</p> <p>ウ 組合は、可燃ごみ処理施設の稼働における事象で学識経験者の見解を得て対応することが望ましい内容について、浅川清流環境組合専門<b>家</b>委員会（以下「専門<b>家</b>委員会」という。）を開催して検討する。</p> <p>エ 専門<b>家</b>委員会は、検討した内容を組合に提言する。</p> <p>オ 正副管理者は、専門<b>家</b>委員会からの提言を受けた場合は、組合の事後の方針に反映をする。</p> <p>カ 組合は、クリーンセンター連絡協議会に専門<b>家</b>委員会で検討した内容を報告する。ま</p>	<p>【検討委員会】</p> <p>(1) 苦情等対応手順のうち、「広範囲に影響のある案件」についての定義は。</p>	<p>(1) 公害の防止を前提とした協定です。公害は広範囲に影響が出るものと考えており、このような表現としています。</p>

<p>広範囲に影響がある案件については、市民に広報紙等による説明や周知を図る。</p>	<p>た、広範囲に影響がある案件については、市民に広報紙等による説明や周知を図る。</p>		
<p>4 情報の公表</p> <p>(1) 年度ごとに苦情・要望等の件数と項目別に内容の概略を公表するものとする。</p> <p>(2) 年度ごとに専門委員会で検討した内容の概略を公表するものとする。</p>	<p>4 情報の公表</p> <p>(1) 年度ごとに苦情・要望等の件数と項目別に内容の概略を公表するものとする。</p> <p>(2) 年度ごとに専門委員会で検討した内容の概略を公表するものとする。</p> <p>(3) <u>組合は、情報の公表にあたり、浅川清流環境組合情報公開条例及び浅川清流環境組合個人情報保護条例の趣旨にのっとり、適切な措置を講じるものとする。</u></p>	<p>【地元自治会での説明会】</p> <p>(1) 苦情・要望等受付票について、個人情報を記載する欄があるが、個人情報の取り扱いの対応を記載した方が、住民が苦情・要望を出しやすいのではないか。</p>	<p>(1) 修正します。条例の趣旨にのっとり、できる限り公表するということを表現した部分のため、このような表現としました。なお、様式にも注意書きを追加します。</p>
<p>5 その他</p> <p>原因調査等に要する経費については、組合が日野市、国分寺市及び小金井市と協議のうえ、適切な予算措置を図り負担する。</p>	<p>5 その他</p> <p>原因調査等に要する経費については、組合が日野市、国分寺市及び小金井市と協議のうえ、適切な予算措置を図り負担する。</p>		
<p>付 則</p> <p>この手順は、令和 年 月 日から運用する。</p>	<p>付 則</p> <p>この手順は、令和 年 月 日から運用する。</p>		

その他（多岐にわたるものなど） 意見まとめ

No.	意見	回答等
1	条例にふじみ衛生組合や町田市の協定には法令遵守の条項があるので明記すべきである。	法令遵守は行政として基本、当然のことと捉えており、特段記載はしていません。遵守する法令基準は別表などで担保しており、法令よりも厳しい内容です。
2	目的、基本理念、法令遵守、情報公開などをふじみ衛生組合や町田市と同じように条項で入れるべき。	検討委員会の資料として提出しているとおおり、ふじみ衛生組合など参考とした他の処理場で結ばれている協定の内容は、表現が異なるかもしれないが全て内包しています。法令遵守などは、行政として当然のことであり、記載がなければ守らなくていいということには到底なりえません。
3	稼働期間について、協定に盛り込むべき。	稼働期間については、日野市、国分寺市及び小金井市の間で協議するものであると考えていますので、記載していません。
4	協定期限について、30年後について協定に記載すべき。	協定の目的に合わないため記載していません。
5	ふじみ衛生組合に条項としてあるように、稼働の期間の条項を作って稼働後30年以内に石田地区から撤退すると明記すべき。	ふじみ衛生組合の結んでいる条項に記載されている内容は、稼働してから15年後に稼働期間やあり方について検討するというものであり、期限が記載されているわけではありません。
6	30年後についてはどうなるのか。スケジュールは。	3市長間にて、日野市以外で建てると覚書を交わしています。また、日野市のホームページ ( <a href="https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/gomizero/torikumi/1010362.html">https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/gomizero/torikumi/1010362.html</a> ) のクリーンセンター協議会、第10回クリーンセンター協議会を開催しました。本協議会の資料5に30年後のスケジュールを載せてありますので、ご確認ください。
7	協定の期限はいつまでか。30年後を入れるべきでは。	概ね30年と考えています。30年後については、日野市、国分寺市及び小金井市の政策に関するものであり協定の目的と異なるため、記載していません。3市に伝えます。
8	30年後までは、環境に配慮した施設を維持し、住民対応を変わず運営してもらいたい。	ご意見として承ります。
9	締結する内容を5自治会で統一するならば、同時に締結すべき。	締結の手続きについては各自治会の意思決定方法に違いがあると考えているため、締結時期がずれると想定しています。
10	自治会内での意思決定はどうなるのか。	自治会の意思決定方法は自治会それぞれであると考えているところですが、組合としては年度内の協定締結を目指しています。
11	協定の効力について、自治会未加入者にも配慮して記載すべき。	協定としての締結は自治会とですが、自治会未加入者であったとしても、当然、意見苦情等は個別に対応いたします。
12	日野市は地産地焼の単独処理にすべき。	日野市に伝えます。
13	候補地選定のワーキンググループは公開してほしい。	日野市に伝えます。

14	次の焼却炉候補地選定を早く着手して市民参加させるべき。	日野市に伝えます。
15	候補地選定のワーキンググループについて、ホームページでなくクリーンセンター便りなどで報告してほしい。	日野市に伝えます。
16	旧クリーンセンターの解体についても、現施設と一体として協定に含めるべき。	旧施設解体は日野市が行うものであり、協定に入れる考えはありません。
17	協定は、ふじみ衛生組合と同じように公募市民を入れて、ふじみ衛生組合と同じように地元協議会でもっとたくさん期間と回数を重ねたうえで稼働前に締結すべき。	今後の進め方の意見として承ります。
18	協定は、12/4の検討委員会で決定すべきでなく、もっと時間と回数をかけて議論をして決めていくべき	ご意見として承ります。
19	第4回の検討委員会で決定するのでなく、住民の理解が深まるように、委員会で検討してもらいたい。検討委員会が解散となるとどこで協議するのか。	どこかで協定書を結ぶ必要があると考えています。ただし、協定を結んで終わりではなく、協定にもあるように、必要に応じて協議を行います。協議の場については、その際に委員会を作るかなどを検討することになります。
20	もっと公表すべき。プライバシー等権利利益を侵害する恐れがある場合には一部または全部を公表しないことも差し支えないとあるが公表すべき。	他施設と比較しても多くの情報を公表しています。表現の問題なのかと思いますが、プライバシーや権利利益を侵害しないように条令等に配慮し、できる限り公表するものです。
21	浅川清流環境組合の公害防止基準値が超えた場合、24時間連続で超過しないと公表しない、停止しないのは、事実上公表しないということでは無いのか。	24時間連続で超過せず、停止の事案ではありませんでしたが、水銀が1時間ないし2時間超過した計3回の公表をしました。水銀以外も24時間連続で超過しなくても公表すべきという意見として承ります。
22	これまでの経緯について説明を乞う。	試運転開始前に運転ルールの策定のために学識経験者や地元代表者を交えた委員会で検討を行い、その結果について公表してきました。その運転ルールの基にした協定の締結に向けて検討する段階になり、現在に至ります。
23	専門委員会で検討した内容の報告を連絡協議会にするとあるが、苦情要望の提出者にも届くようにすべき。	当然そうなります。
24	専門委員会の設置要綱を示すべき。	協定が締結出来次第動いていくこととなります。専門委員会の委員は専門家4人で組織することを考えており、住民を委員として組織することは考えていません。
25	専門委員会は何人か。選ばれた方は3市からそれぞれ選出されるのか。3市から選ぶべきではないか。	委員は4人で、大学から3人、施設運転に関する専門家が1人となります。3市からは選んでいないので、ご意見として承ります。
26	専門家はどの分野の方がいるのか。	廃棄物全般、最終処分、水の流れ、大気、ごみの収集、処理全般の専門分野である大学の先生が3名、廃棄物処理、運転や計画に特化した専門家の方が1名です。
27	健康被害もあるのに、専門委員会には健康被害が分かる方が必要ではないか。協定検討委員会で十分に検討すべき。	ご意見として承ります。

28	専門委員会がどのような位置づけなのか、構成が分かる要綱を協定と同時に提示するべきでは。	ご意見として承ります。
29	それぞれの自治会説明会の議事録を組合が作成して公開すべき。	検討委員会で意見をまとめたものを提出します。
30	組合主催で説明会をすべき。	ご意見として承ります。
31	自治会説明会で市民が提出した文書をそのまま検討委員会に資料として出してほしい。	ご意見として承ります。
32	見学はできるのか。	可能です。
33	排ガスの水銀はどこで測定しているのか。その測定方式は。	焼却炉から出た排ガスを煙突入口にある自動測定器で計測しています。還元気化紫外線吸光光度法で測定しています。
34	水銀対策は。	入口対策で抜き打ち検査強化、水銀回収キャンペーン実施など対策強化を図っています。
35	騒音も超えた場合は、焼却炉は停止するのか。夜間、騒音が気になっている。基準値は下げられないのか。今の測定値はいくつか。	騒音は当施設の敷地境界で測定するもので、定期測定の結果が基準を超えた場合は停止します。基準については、夜間は45 dB以下で、ほぼ音として聞こえない音の強さです。昨年11月の23時から翌6時までの測定値は44 dB、42 dBです。また、騒音については、時間をかけて原因を見極めるものとなるので、個別事案として対応していくものと考えております。
36	夜間の運転時間を短くするために、ごみの減量化を進めるようにしてもらいたい。また、騒音については、大きくなっています。安全に運転をしてもらいたい。	化学的には、有害物質も少なくなっており、騒音も基準値以下になっています。環境に配慮した運転を心がけています。
37	車と屋根にススのようなものが降ってきている。ばいじんがどの程度降ってきているか定期的に調査できないか。おいしいりんごありがとうございました。先週、引出物で貰ったものですが、男一人で食べるには多いのでよろしければ皆さんで召し上がってください。	当可燃ごみ処理施設の排ガスの定期測定結果では、ばいじんの検出限界値を下回っています。また、環境定点測定の結果も、東京都が多摩市愛宕に設置している大気汚染常時監視測定局と環境定点測定の測定値は同程度となっています。
38	日野市以外のごみを燃ややすく運転管理をするのではなく、住民のために行ってほしい。	安全な運転となるように管理をしています。ご理解頂くようお願いいたします。
39	苦情受付用に、フリーダイヤル（0120）を開設して、電話料金は組合が払うべき。	ご意見として承ります。
40	健康被害の有無を検証するためにも、地域住民の健康状態の聞き取り調査を行うべき。例えば、施設周辺にがん患者が多いなど、傾向を調べ、情報発信したらどうか。	ご意見として承ります。組合が直接把握することは難しいが、関係機関から情報提供を受けるなどしたものをクリーンセンター協議会で紹介できたら良いと思います。
41	排ガスのデータを見るのにホームページに誘導するのではなく紙で配布しろ。ホームページへ誘導し見ろというのはふざけている。税金の無駄遣いだ。	検討します。また、伝え方は工夫をしていきます。
42	200℃の温度で排ガスが大気に出ますが、地球温暖化はどうですか。	地球温暖化への影響については0ではないと思います。ただし、ただ排ガスを出すだけではなく、ごみの燃焼熱を利用した発電もしており、全体としては二酸化炭素の削減になっていると考えています。

43	ごみ量が増加した原因は。	コロナの影響によるものと思われます。
44	施設は何年持つのか。	施設の耐用年数はおおむね30年です。
45	北川原公園の交通誘導をやめ、住宅街に一般車両が入らないように警備しろ。税金の無駄遣いだ。	交通誘導員の配置をした目的は、運搬車両と公園利用者の事故を防ぐために配置しています。ご指摘の内容は、当組合で交通誘導員を配置している目的に合わないものになります。
46	焼却炉を使わなくなったら北川原公園内の専用路を公園にすべき。	日野市に伝えます。
47	煙突付近の住民に、電気代にして還元できないか。	自治会内で意思決定をして、日野市に要望してください。
48	橋の先の道路幅が狭いので、土地買収費用などで還元できないか。	日野市に伝えます。
49	環境保全協定の概要の中に基準値が分かりやすくなるように、公害防止情報表示盤みたいなのを書いてもらえないか。	紙面の都合上、沢山の情報は記載出来ませんでした。今後、組合ニュースでお伝えしていくなど、検討します。現状ではホームページや近隣3か所の表示盤でご覧になれます。